

— 目次 —

- 平成30年8月の税務
- 基礎控除引上げ・給与所得控除引下げに伴う各種所得控除の改正

いつもお世話になっております。

蒸し暑い日が続いていますね。

まだまだ暑さが厳しいので、くれぐれもご自愛下さい。

それでは、今月の【Abeam通信】をお届けします。

## 平成30年8月の税務

8/10

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8/31

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告

○ 個人事業税の納付(第1期分)

○ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

## 基礎控除引上げ・給与所得控除引下げに伴う各種所得控除の改正

### ◆基礎控除・給与所得控除改正に伴って変更

平成 30 年税制改正の基礎控除は原則 10 万円の引上げ、給与所得控除は原則 10 万円の引下げに伴って、平成 32 年分所得税からは周辺の所得控除のルールが少しずつ変わっています。内容を見てみましょう。

### ●配偶者控除・扶養控除・配偶者特別控除

現行合計所得金額 38 万円以下の同一生計配偶者・親族は配偶者控除・扶養控除の対象でしたが、改正後は合計所得が 48 万円以下（給与収入換算では 103 万円以下で現行と変わらず）となります。

現行合計所得 38 万円超 123 万円以下の配偶者を有する方は、最大 38 万円の配偶者特別控除となっていました。改正後は合計所得が 48 万円超 133 万円以下（給与収入換算では現行と変わらず）となります。

### ●家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

現行家内労働者等について、必要経費が 65 万円に満たないときは、65 万円を必要経費にできましたが、改正後はその額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円が変わらず）となります。

### ●青色申告特別控除（65 万円控除）

現行正規の簿記に従い記帳する等一定要件を満たす青色申告者に 65 万円の控除となっていますが、控除額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円が変わらず）となります。

### ◆青色申告特別控除はさらに追加で控除

列挙したものに關しては結局「今と変わらない結果になる」のですが、青色申告特別控除は従来の適用要件に加えて「e-Tax による申告（電子申告）」又は「電子帳簿保存」を行うと、引き続き 65 万円の控除が受けられるようになります。

「電子申告」は決算申告書・青色申告決算書等のデータを国税庁に送って申告するシステムです。今時の税理士事務所ならば大抵は対応していますし、国税庁の「確定申告書作成コーナー」でも電子申告可能です。「電子帳簿保存」は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を税務署に提出し承認を受ける必要があります。原則、年の途中の申請は認められませんが、平成 32 年に限っては年の途中の申請でも承認を受けてから 12/31 までの間を電子帳簿保存していれば 65 万円控除を受けられるとの事です。

### ◆◆あとかき◆◆

立秋を過ぎましたが、まだまだ暑い日が続きますね。「立秋」とは暦の上では秋ですが、秋とは程遠いほど暑い毎日です。このお盆休みにしっかり休み、体調を整え、暑さ後半戦に備えましょう！

私事ですが、お盆休みに久しぶりに実家へ帰省します。両親と子供たちと皆で楽しく過ごし、充電して来ようと思います！最近会うたびに少しずつ老いを感じる両親に、自分は何が出来るのか、親孝行とは何なのか、と日々の生活に忙殺されそうな中でも時折考えるようになりました。70 近くなってもいつも笑って過ごしている両親に、やはり声を掛け 顔を見せることが一番なのかな、と。皆様にとって親孝行とは何ですか？お盆休みはそんなことを考える良い機会かもしれませんね。